

母子家庭等高等職業訓練促進 給付金等支給事業

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関等で修業する場合、経済的支援を行います。

▶対象者：下記要件のすべてに該当する者

○市内に住民票を有する者

○児童扶養手当の支給を受けている者、または同様の所得水準にある者

○養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

○就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者

○修業開始日前に訓練促進給付金等を受給していない者

○市町村民税等、国民健康保険税及び、保育料に滞納がない者

▶対象資格：看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師など、その他市長が適当と認める資格

▶支給期間：個々に異なりますのでご相談ください。

▶支給額

市町村民税課税世帯：月額 70,500 円
(最終学年 110,500 円)

市町村民税非課税世帯：月額 100,000 円
(最終学年月額 140,000 円)

▶相談・申込み：支給を希望される方は給付金申請前に事前相談が必要です。令和5年4月からの支給を希望される方は、令和4年10月末までに初回の相談をしてください。

※支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。
☎ おやこ・まるまるサポートセンター（内線 9825）

農業委員会 各種申請

9月の農地法に基づく許可申請の受付期間は次のとおりです。

▶受付期間：9月21日(水)～26日(月)

※定例総会は10月11日(火)の予定です。

☎ 農業委員会事務局（内線 6301、6302）

住民税非課税世帯への臨時特別 給付金の申請はお済みですか

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、令和4年6月1日から真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、新たに運用改善されました。1世帯当たりすでに10万円を給付していますが、これまで本給付金を受給した世帯に再度支給されるものではありません。

▶対象：次のいずれかに該当する世帯

※なお、次のいずれかの世帯であっても住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は対象外となります。

①令和4年度住民税非課税世帯：令和4年6月1日時点で本市に住民登録がある世帯で、世帯全員が令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯（令和3年度の臨時特別給付金を受給した世帯を除く）

②家計急変世帯：住民税非課税世帯以外の世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する全員が住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

▶手続きについて

①の方には、確認書を送付し支給を開始しています。確認書が届いていない方は、令和4年1月2日から令和4年6月1日までの間に転入した方を含む世帯で、本市で税情報が不明のため、申請（非課税証明書の添付）が必要です。

②の方は、申請（コロナの影響で収入・所得が減少したことが分かる資料の添付）が必要です。令和3年度住民税非課税世帯につきましては、既に申請等の期限（令和4年5月31日）が切れていますが、ご相談ください。本給付金（確認書の返送・申請書による申請・家計急変世帯の申請）の申請がお済みでない方は申請期限までに手続きをお願いいたします。

申請期限は、令和4年9月30日(金)までです。これを過ぎると給付されませんのでご注意ください。

本給付金の詳細や申請書類などが必要な場合には、つくばみらい市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（☎ 0120 - 011 - 089）や市ホームページをご確認ください。

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4105）

手続き・申請

子育て短期支援事業の ご案内

保護者が疾病などの事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設などで預かりします。

▶対象となる児童

市内に居住する18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次のいずれかの事由に該当する場合

○疾病などの健康上の事由

○育児疲れ、育児不安などの身体上もしくは精神上の事由

○出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由

○冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由

○経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などを必要とする場合

▶利用施設（保護者が送迎をお願いします）

○児童養護施設 道心園

○児童養護施設 窓愛園

○児童養護施設 つくば香風寮

○児童養護施設 内原和敬寮

○乳児院 さくらの森

○日本赤十字社茨城県支部乳児院

○市が契約した里親

▶利用期間：原則1回の利用につき7日以内 ※施設などに空きがない場合は利用できないこともあります。

▶利用料

(児童1人につき1日あたりの金額)

○生活保護世帯：無料

○非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯：2歳未満の児童は1,100円、2歳以上の児童は1,000円

○その他の世帯：2歳未満の児童は5,350円、2歳以上の児童は2,750円

▶申請に必要なもの

○子育て短期支援事業利用申請書（おやこ・まるまるサポートセンター窓口）

☎ おやこ・まるまるサポートセンター（内線 9820）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

☆ イベント